

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

# News Letter VOL.12

発行/2022年1月11日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会  
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

## -国に対する行政訴訟 控訴審がはじまる 民事訴訟は終盤戦へ-

### 1.行政訴訟 控訴審 第1回期日(2021年9月13日)

2021年3月15日の一審判決を受け、3月26日に控訴した国に対する行政訴訟の控訴審が9月13日より始まり、2021年9月13日の一審判決を受け、3月26日に控訴した国に対する行政訴訟の控訴審が9月13日より始まりました。大気汚染物質を排出し、気候変動を加速させる温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の建設を認めたことは違法であり、国の判断が誤りであることを訴える裁判です。控訴人(原告)側から、PM2.5、原告適格、CO<sub>2</sub>排出による気候変動について、それぞれ控訴理由を法廷でプレゼンテーションしました。

#### PM2.5を評価していない発電所アセスの違法性

金崎弁護士から、PM2.5を審査項目としていない国の発電所アセス省令の違法性について説明がありました。「今日の科学的知見ではPM2.5の予測・評価手法が存在し、米国等他国では環境影響が予測・評価されている。日本でも一部の自治体には環境影響評価マニュアルがあること等から、PM2.5を審査項目としない発電所アセス省令は違法である。」と主張しました。また、仮にアセス省令自体が違法でないとしても、石炭火力発電所は、「他の燃料種に比べてより多くの温室効果ガスやPM2.5等の大気汚染物質を排出する石炭火力をあえて選んでいる以上、PM2.5を環境影響評価項目に選定すべき事業特性を有している。」と指摘しました。人口密集地で、住宅地や学校、病院等の施設にも近い場所です。こうした地域特性を踏まえると、「PM2.5を予測・評価していないことに違法性がある」と主張しました。

#### 原告には気候変動による被害を争う権利がある

青木弁護士からは、「気候変動による被害を争う資格が原告にはない」と、原告適格を否定した一審判決に対して反論しました。「原告適格」とは、その人が問題と訴える被害について裁判を起こせる資格を意味します。

一審判決の内容は、日本において、住民が気候変動の影響や被害を懸念して、裁判所に訴える権利はないというものです。海外へ目を向けると、オランダ訴訟やドイツ憲法訴訟等の気候変動訴訟においては、気候変動による災害が人々の生命や身体、財産の安全にとって脅威となるとし、原告の訴えを認めています。こうした他国における司法判断の情勢に逆行し、日本の裁判所においては、「(気候変動に関して)裁判を受ける権利が否定されている」と、厳しく批判がなされました。原告適格が認められるか否かを判断するにあたっては、処分の根拠法令及び根拠法令と目的を共通にする関係法令が、原告となろうとしている個人の権利・利益を保護する趣旨を含むかが考慮されます。今回の、石炭火力発電所の建設に際しては、電気事業法、環境影響評価法、環境基本法が根拠法令及び関係法令にあたります。それらに、人の健康または生活環境に係る被害を防止する趣旨が含まれている点が指摘されました。

弁護団からは、環境影響評価手続きにおいて、一種の特別扱いがなされている人たちには「原告適格を認めるべきである」との主張がなされました。そして、環境アセス手続きが「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」の住民について、より実効的な参加の機会を与えているのであるから、これらの住民(神戸市、芦屋市に在住、通勤・通学)には原告適格が認められるべきであるとの主張がなされました。

## 判断プロセスの不合理性を問う訴訟

最後に池田弁護士より、一審判決がCO<sub>2</sub>に関する原告側の主張について、「自己の法律上の利益」に関係のない違法を争うものとして主張できないと判断(行政事件訴訟法10条)した点に対する反論がなされました。

一審判決は、大気汚染物質規制とCO<sub>2</sub>規制を分けて検討し、前者は原告らの生命健康に関係するもの、一方で後者は公益保護目的で規制がなされているとして、後者(気候変動への影響)に関する主張を制限しました。しかし、環境公益とは個人の環境に関する利益が集積したものでもあります。環境影響評価法(環境アセス)1条も、アセス制度の目的を「現在および将来の国民に健康で文化的な生活の確保に資すること」とし、個々人の生命健康の保護という、憲法の究極の目的を志向しています。そのため、一審判決のように、「個別的利益と環境公益とを切りはなす考え方は、およそ市民には受け入れがたいものである。」として批判がなされました。

また、過去の裁判例に照らしても、東海第二原発許可取り消し事件の高裁判決は、一般的な公益保護に関する規定について、原告に主張を認めていると指摘されました。今日、世界がパリ協定の下、ゼロエミッションに向かっていく情勢の中、公益保護目的であることを理由にCO<sub>2</sub>大量排出の違法を争えないとして原告へ主張制限することは、時代にまったくそぐわないものです。

加えて、原告側の主張は、確定通知がなされるに至ったプロセスが、(1)環境アセスとして収集すべき環境情報を適正に集め、(2)国の目標(パリ協定)と整合する適正な環境配慮をしているか、(3)これらに基づいて経産大臣が判断したか、という判断プロセスの不合理性を争うもの(法律の違法性を問っているのではなく、法に基づいて適切に執行されていたか否か)である点が強調されました。

12月14日(火)第2回期日があり、2022年4月26日(火)14:30に判決が予定されています。



## 2.民事訴訟期日 第13回期日(2021年10月5日)

民事訴訟期日では、準備書面(26)に基づき、浅岡弁護士よりIPCC第6次評価報告書における、気候変動の科学的知見について説明がありました。20世紀後半以降の温暖化の主な原因は人間活動である可能性が高いこと、近年、日本における豪雨・堤防決壊などの洪水災害による被害が顕在化している点について、報告書、報道とりまとめなどから示しました。

また、気候危機による不可逆的な影響を回避するために、2030年までの大幅削減の取り組みの重要性について説明がありました。国際エネルギー機関(IEA)が発表した『Net Zero by 2050 - A Roadmap for the Global Energy Sector』において排出量を実質ゼロにするために示された工程表などから、科学的に必要とされている対策、削減量と照らし合わせても、被告らが建設を進めている発電所は1.5℃を実現する道筋とは不整合であると厳しく指摘しました。

裁判期日終了後、進行協議期日が開かれ、被告側から必要な範囲で次回期日(2022年1月18日)までに反論が行われる予定です。原告側からは、原告、専門家の証人申請をしています。被告側は、関西電力については証人申請を検討するとしていました。裁判所としては、次回期日に必要性を判断するとされました。

## 石炭火力延命策としてのアンモニア混焼における問題点

2021年5月11日、神戸製鋼所はKOBELCOグループの中期経営計画(2021-2023年度)において、2050年カーボンニュートラルを目指すことを発表しました。今回の中期経営計画には、鉄鋼業における脱炭素だけでなく、電力事業における脱炭素についても触れられ、石炭火力におけるアンモニア混焼から専焼と明記されています。はたして十分な取り組みでしょうか？

### 神戸製鋼グループの石炭火力事業

現在、神戸製鋼グループが所有、建設中の石炭火力発電所は4基あります。これらから排出されるCO<sub>2</sub>は、1-2号機から579万トン(2020年度)、試運転・建設中の3-4号機から693万トン(環境アセスメントの情報)、合計で1,272万トンの排出が見込まれます。神戸市灘区灘浜東町の一画から、日本全体のCO<sub>2</sub>排出量の約1%が排出されます。また、一般家庭(1世帯あたり約4万t)に換算すると320万世帯に相当する排出です。私たちの日常生活において、電気は欠かせないライフラインの一つですが、石炭火力以外でも電気を作ることはできます。とりわけ石炭火力は、たとえ「最新型」と呼ばれるものであっても、CO<sub>2</sub>排出量は多く、大気汚染物質も排出されます。

### カーボン・ニュートラルへの挑戦とされたアンモニア混焼

気候危機による深刻な影響を軽減するためには、先進国においては2030年までに石炭火力を廃止する必要があるとされています。しかし、日本においては神戸を含め、新規の石炭火力発電所が次々と稼働を開始します。政府は新たな方策として、石炭火力におけるアンモニア混焼を打ち出しました。現在、JERAの碧南火力発電所にて、アンモニア20%混焼の実証実験が行われています。政府方針では、2030年からアンモニア20%混焼を開始する予定です。(石炭火力の廃止は…?)そして、神戸製鋼も石炭火力におけるアンモニア20%混焼から専焼をカーボンニュートラルへの挑戦として掲げています。



### アンモニア混焼20%による削減効果は、たった4%

石炭火力発電所へアンモニアを20%混焼したとしても、大きな排出削減にはなりません。アンモニアの製造時のCO<sub>2</sub>排出を考慮すると、たった4%の排出削減にしかありません。また、現在は燃料アンモニアの製造の大半が、天然ガス、石油、石炭などの化石燃料由来のものです。

エネ庁などは「仮に国内の大手電力会社の保有する全石炭火力発電で20%混焼を実施した場合、約4000万トンのCO<sub>2</sub>排出を抑制し、電力部門からの排出量の約1割を削減することになる。」と、盛んに広報していますが、必要なアンモニア量は約2,000万tとされ、世界全体の貿易量に匹敵する量です。発電コストも20%混焼で太陽光発電(12.9円)と同等、専焼(100%)となれば、23.5円と試算されており、再エネよりも高コストです。まさか、石炭火力の延命という「日本独自」の路線を突き進むのでしょうか？石炭火力の延命策に、時間もコストも割く余裕はありません。

2021年3月に改定した兵庫県地球温暖化対策推進計画ですが、同年12月14日より、再改定の議論が始まりました。現行計画は、2030年度に35-38%(2013年度比)としていましたが、国が削減目標を46%(さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく)に引き上げたことなどをを受けて、目標の再設定をするというものです。兵庫県の新目標は、48%(2013年度比)が新たな目標として検討されています。産業革命前からの気温上昇を1.5℃までにとどめるには、さらなる削減努力が必要であり、削減計画を見直す作業は必要です。しかし、計画策定のあり方、議論の進め方に問題があります。

昨年3月の県計画改定の際に、神戸の石炭火力発電を考える会からは、国の削減目標の引き上げの可能性、エネルギー基本計画の改定の議論が進んでいる状況にあることから、「現状の計画見直しをこれまでの延長線上の対策による積み上げで、拙速に行うのではなく、計画を一旦リセットし、改めて計画検討の手順、検討すべき内容等について、一から見直すことが必要」と県審議会へ要請しました(2020年12月4日)。また、県民参加もパブリックコメントのみで、2050年を担う将来世代の意見を反映する機会もありませんでした。今回の再改定においても、審議会の閉鎖的な場で、計画の説明と議論が行われているだけです。

神戸の石炭火力発電を考える会から、県民各層(各業種、各世代。とりわけ、温暖化により将来多大な影響を受ける若い世代)との意見交換や熟議を経て、中期目標及びそれを達成するための実効的な方策を計画に盛り込むことなどを要請する要請文を提出しました(2021年12月8日)。

県の新計画は、2021年1月にパブリックコメントが実施される予定で、同年3月までに改正する予定と報道されています。なお、前回のパブリックコメントにおいては、「県下で稼働している石炭火力発電所の廃止を要請すべき。」35件、「増設予定の㈱コベルコパワー神戸第3、4号機の石炭火力発電に対して、建設・稼働の中止を要請すべき。」40件と、県民からの指摘が相次いだほか、再生可能エネルギー100%を目指すべきだという意見が多くありました。こうした声に応えることなく、再び削減目標の変更だけで終わらせようというのでしょうか？

参考)ひょうごの環境 大気環境部会

[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/others/leg\\_283/leg\\_486](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/others/leg_283/leg_486)



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル  
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)  
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会  
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



### お知らせ 今後の裁判期日について



#### 行政訴訟 控訴審 判決期日

日時:2022年 **4月26日**(火)14:30より

場所:大阪高等裁判所 202号法廷

期日報告会:開催予定 (オンライン配信あり)

#### 民事訴訟 第14回期日

日時:2022年 **1月18日**(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催予定(詳細はHPに掲載)

#### 民事訴訟 第15回期日

日時:2022年 **4月26日**(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷